



各位

販売名・包装等変更のお知らせ・経過措置終了時期訂正

エスカトニール[®]筋注10単位

謹啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、弊社は厚生労働省医薬発第935号（平成12年9月19日付）「医療事故を防止するための医薬品の表示事項および販売名の取扱いについて」の通知を受け改善策を検討致しました結果、本剤の販売名の単位を追加した名称に変更することと致しました。変更後の販売名は平成17年12月16日に薬価基準に追加収載されておりますが、この製品は統一名収載医薬品であり、官報に記載されておられません。この変更に伴い、このたびアンプルの表示・デザイン等を変更致しましたので下記の通り案内申し上げます。

なお、旧販売銘柄の薬価基準経過措置期間は平成18年8月31日までです。

謹白

記

【変更ロット】 A181

【変更内容】

新	旧
販売名： <u>エスカトニール筋注10単位</u>	販売名：エスカトニール注射液10
薬価基準収載医薬品コード：3999401A2222	薬価基準収載医薬品コード：3999401A2060
	

しばらくの間、**販売名変更**と個装箱に表示致します。

本剤は販売名、薬価基準収載医薬品コードは変わりましたが、統一名準収載品（エルカトニン10エルカトニン単位1mL注射液）の変更はございません。

以上